平成２６年（フ）第２６６号
愛知県一宮市冨田字東浦153番地１
債務者　幸実外装こと　上野　幸夫
１　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２６７号
愛知県一宮市冨田字東浦153番地１
債務者　上野実千子
１　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８７号
岡山県美作市湯郷652番地
債務者　小川　慧子
１　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１９６号
香川県木田郡三木町大字池戸2713番地１　ムイビエーンＣ―101
債務者　黒川　昌祐
１　決定年月日時　平成26年10月31日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０２号
香川県高松市高松町836番地
債務者　池内　章雄
１　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０３号
香川県高松市高松町836番地
債務者　池内眞佐枝（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県指宿市東方8448番地　市営魚見団地２―31
債務者　梶原しおり
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第２９号
鹿児島市西陵７丁目18番６号
債務者　鮫島　忠男
１　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１３２号
茨城県北相馬郡利根町大字布川253番地159
債務者　隈部　秀子
１　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
茨城県龍ケ崎市小柴３丁目２番地１　パークサイドヒルズＡ棟205号室
債務者　山本　浩之
１　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
茨城県取手市井野団地１番13―406号
債務者　柳田　秀雄
１　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月31日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１２号
東京都町田市根岸町1017番地２メゾンサンセベリア102
債務者　田村　純一
１　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８１３号
東京都町田市根岸町1017番地２メゾンサンセベリア102
債務者　田村　和美
１　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３６号
東京都立川市錦町６丁目12番18号コーポＳＵＮ108号
債務者　工藤　貴之
１　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５４号
東京都町田市旭町１丁目22番20号旭グリーンヒルズＣ―102
債務者　松下　幸紀（旧姓大石）
１　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７７号
東京都西東京市東伏見６丁目10番11号コーポ東伏見202号
債務者　岩田　仁徳
１　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年12月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部